

大学整備費	10,547	—	—
ユニバーサル社会推進費	—	11,422	945

(注) 委託料のうち大学運営費が平成16年度～平成18年度にかけて増加しているが、これは平成16年度に学部が統一化され実習項目が増加しているためとのことである。特に18年度に増加している要因として、実習単価がUP(県立病院単価100円⇒120円)したこと、COE制度(H18,19年度のみ)の人材派遣委託(ケア研)が3,748千円あること、看護学部ホームページ更新委託料989千円が計上されていることがあげられる。
また、平成17年度に大学整備費が5,852千円発生しているが、これは地域ケア開発研究所新築工事に伴う埋蔵文化財調査の出土品整理によるものである。
平成16年度の工事請負費として大学整備費が10,547千円発生しているが、これは自転車置場新設工事である。また、ユニバーサル社会推進費が平成17年度に11,422千円発生しているが、これは、構内の点字ブロック及び掲示板の設置費用である。

明石キャンパスの平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

請負契約；平成18年度

該当案件なし。

委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	15,645	15,117	3	97%
随意契約	—	14,766	6	—

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

委託契約(指名競争入札分) 平成18年度

落札率	各割合の件数
98%以上	1
95%以上 98%未満	1
85%以上 90%未満	1
計	3

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率
学内清掃	指名競争入札	単純な作業を連続して行うため、効率化を目的に委託	9,240	9,185	99%
常駐警備	〃	変則的(夜間・休日)な勤務であるため委託	4,305	4,095	95%
学内OA機器保守管理	〃	専門的な技術が必要なため委託	2,100	1,837	87%
環境整備委託業務	随意契約	単純な作業を連続して行うため、効率化を目的に委託	—	2,336	—
エレベーター保守管理	〃	専門的な技術が必要なため委託	—	2,233	—
空調設備保守管理	〃	〃	—	2,047	—
実習委託(援助論実習長期)	〃	高度な専門的技術が必要なため委託	—	1,893	—
実習委託(生涯健康看護IⅡ)	〃	〃	—	2,507	—
人材派遣委託(ケア研) ～21世紀COEプログラムの交付対象	〃	臨時的な業務のため委託	—	3,748	—

平成18年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

①清掃委託業務の業務完了報告書の確認印洩れについて(指摘事項)

清掃業務委託業者から毎月、業務完了報告書が提出されているが、この報告書の記載内容を確認することにより、委託契約に従った業務が適切に実施されているかどうかを確認できるのではないかと考えられる。この報告書を閲覧したところ、担当部署の業務実行確認印が12月分しかなされていなかった。他の月も確認印を押印しておくことが必要である。

②エレベーター保守点検委託業務の作業報告書入手洩れについて(指摘事項)

エレベーター保守点検作業は仕様書によれば毎月2回技術員を派遣し、所定の定期試験及び点検を行うようになっている。この点検結果が「エレベーター作業報告書」等によって確認できるが、平成18年5月の3号機及び小荷物専用昇降機の作業報告書を入手されていなかった。点検された結果を確認するために適時に入手しておくことが必要である。

③環境整備委託業務の業務計画書と実施報告書の不備について（指摘事項）

環境整備委託業務に関する仕様書では業務計画書を予め業者が提出し、委託者の承認を得るとともに実施報告書を翌月10日までに提出するようになっている。しかしながら、この業務計画書が提出されておらず、また提出された実施報告書の提出日付が空欄の月があり、報告書の内容確認印が押印されていなかった。

環境整備は作業が天候に左右され草抜きやゴミ拾いは同じところを繰り返し行っているという面があるが、仕様書に記載されている業務計画書を入手し、当該計画に比し実際に実施した作業がほぼ充足しているかどうか確認できるようにしておくことが必要ではないかと考える。

④警備業務委託契約の警備計画仕様書に記載の管理規程の不備について（意見）

警備業務委託にかかる警備計画仕様書にはその目的及び主要業務等が記述されており、そこでは、警備業務を行うにあたり安全管理規程あるいは大学の管理規程を遵守するようになっている。これらの遵守すべき管理規程が具体的に何を指すのか質問したところ、具体的な規程が明確ではなかった（例えば、現状の大学の管理規程としてあげられるのは実習室・実験室の管理運営に関する内規がある程度である）。

仕様書で遵守すべきとされている具体的な規程を明確にし、委託先にも十分内容を認識しておいてもらうことができるようにしておくことが望まれる。

⑤実習委託契約の随意契約審査会の要否の記述について（意見）

実習委託契約は、随意契約で行っているが、これは随意契約取扱要領第2（2）の力（県の事業の目的と同一の設立目的又は事業目的を有する団体との当該事業の委託契約）に基づくものであり、随意契約審査会の審査を要しないとのことであるが、契約締結を裁定する決裁書あるいは支出負担行為書にこれを明記しておくことが望ましい。

H. 高度産業科学技術研究所関係

高度産業科学技術研究所の過去3年間の委託料、工事請負費の歳出推移は下記のとおりである。

（単位：千円）

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
委託料			
大学運営費	180,671	158,191	145,998
工事請負費	—	—	—

(注) 平成16年度の大学運営費が180,671千円で平成17,18年度は少なくなっているが、その要因は、予算削減によるものである。

なお、大学維持費が発生していない主な要因は、高度産業科学技術研究所が県からの使用承認物件であるため維持費が発生しないためである。

高度産業科学技術研究所の平成18年度に契約した請負・委託契約(請負については2,500千円以上、委託については1,000千円以上)の合計は下記のとおりである。

請負契約；平成18年度

該当案件なし。

委託契約；平成18年度

(単位：千円)

契約締結の方法	予定価格総額	契約金額総額	件数	落札率
指名競争入札	21,892	19,740	3	90%
随意契約	—	119,863	12	—

(注) (単年度自動継続ではない) 長期継続契約は複数年度の契約総額を記載している。

上記、委託契約の指名競争入札の落札率の分布データは下記のとおりである。

委託契約(指名競争入札分) 平成18年度

落札率	各割合の件数
95%以上 98%未満	1
85%以上 90%未満	1
75%未満	1
計	3

上記委託契約の内容は下記のとおりである。

(単位：千円)

契約内容	契約締結の方法	委託の理由	予定価格	契約金額	落札率	備考
ニューラル機械設備 定期点検業務	指名競争 入札	安全で正常な機能の維持 管理を図るため。	13,492	12,915	96%	
ニューラル電気設備 定期点検業務	〃	〃	4,095	3,045	74%	
ニューラル施設清掃業務	〃	効率的な運営を図るため	4,305	3,780	88%	(注)
ニューラル運用等実施業務	随意契約	高度な専門的技術を要す るため。	—	82,026	—	
ニューラル装置 定期点検保守業務	〃	安全で正常な機能の維持 管理を図るため。	—	8,190	—	

ニュースバル装置 RF 系 システム保守点検業務	〃	〃	—	5,670	—	
ニュースバル装置制御 システム保守管理業務	〃	〃	—	5,170	—	
ホットエンボス装置の改造	〃	高度な専門的技術を要す るため	—	3,360	—	
ニュースバル挿入光源装置 定期点検保守業務	〃	安全で正常な機能の維持 管理を図るため	—	3,150	—	
外線機設備保守点検業務	〃	高度な専門的技術を要す るため	—	2,835	—	
ニュースバル安全管理 システム定期点検業務	〃	安全で正常な機能の維持 管理を図るため	—	2,622	—	
ニュースバル装置 挿入光源制御装置更新業務	〃	〃	—	2,500	—	
ニュースバル装置 RF 系 システム冷却水系流量計 交換作業業務	〃	〃	—	1,751	—	
精密機器搬出入業務	〃	高度な専門的技術を要す るため	—	1,496	—	
オイルフリースクロール真空 ポンプメンテナンス	〃	〃	—	1,092	—	

(注) (単年度自動継続ではない) 長期継続契約は複数年度の契約総額を記載している。

平成18年度の委託契約に係る業務を確認したところ下記のような問題点があった。

①ニュースバル運用等実施業務の検査通知洩れについて (指摘事項)

ニュースバル運用等実施契約第10条によれば、県立大学事務局長は委託先(財)高輝度光科学研究センター)から業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行い、遅滞なく検査結果を委託先に通知しなければならないようになっているが、平成18年度はこの毎月の通知がなされていなかった(年度末に一括して検査結果通知書を提出)。既に19年度については実施されているとのことであるが契約に準拠し毎月通知するのを失念しないようにしておくことが必要である。

②委託業務完了報告及び検査調書の不備について (指摘事項)

委託業務が完了した段階で業者から委託業務完了報告を入手するのが原則であると思われるが、この報告が見当たらない案件が複数あった(例;ニュースバル装置定期点検保守業務)。また、財務規則第107条に検査調書の作成及び契約担当者への提出が記述されているが、委託業務が完了するもこの検査調書が見当たらない案件があった(ホットエンボス装置の改造業務委託)。

必要な文書は入手(あるいは作成)し、適切に保管しておくことが必要である。

7. その他支出（需用費、旅費等）に関する事項

A. 需用費及び備品購入費

(1) 概要

需用費とは、県の行政事務の執行上必要とされる物品（備品、原材料に含まれないもの）の取得及び修理等に要する経費で、その効用が比較的短期間に費消される（例外 修繕費、印刷製本費）性質のもので、具体的には消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、賄材料費、飼料費、医薬材料費等が含まれる。

備品購入費とは、地方自治法第239条に規定する物品のうち、需用費及び原材料費で購入する物品を除いたものの購入に要する経費であり、具体的には庁用器具費、機械器具費、動物購入費等が含まれる。

なお、平成18年度における需用費支出額のうち、今回検討対象とした本部及び各キャンパス（以下、B及びCも同様）の細節内訳金額は次のとおりである（当該細節内訳については、財務会計システムより集計することが困難なため、消耗品費以外の細節に該当する金額を担当者がハンドで集計し、消耗品費については、需用費の合計額から消耗品費以外の細節の金額を差し引いた金額であるとのことであった）。

(単位：千円)

内 訳	本 部	神戸学園都市	姫路書写	播磨科学公園都市	姫路新在家	明 石	高度産業科学技術研究所
消耗品費	11,967	71,734	224,736	163,792	70,577	37,202	129,715
燃料費	1,188	392	1,321	39	651	90	—
食糧費	27	209	11	—	—	51	—
印刷製本費	6,471	10,884	10,556	10,717	7,554	6,052	1,144
光熱水費	70,991	47,455	111,802	78,877	36,920	28,046	70,966
修繕費	76	24,141	33,103	30,927	18,305	38,766	12,391
合 計	90,722	154,817	381,532	284,355	134,009	110,209	214,217

(2) 監査手続

需用費及び備品購入費について、以下の手続を実施した。

- ①平成18年度の需用費については、本部及び各キャンパス（高度産業科学技術研究所を含む）毎の細節別の支出金額上位5件又は100万円以上のもの（但し、燃料費及び食料費等各キャンパス等で金額的に重要性がないと思われる細節に関するものは対象外とした）について、備品購入費については、本部及び各キャンパス（高度産業科学技術研究所を含む）毎の支出金額上位5件（本部及び高度産業科学技術研究所については支出金額上

位3件)について、支出事務が適正に実施されていること(契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む)を確かめるため、決裁書、見積書、入札・契約に必要な関係書類、予定価格調書、開札結果表、契約書(又は請書)、支出負担行為書、支出決定書(支出負担行為兼支出決定書を含む)、検査調書、請求書等を照合し、内容を検討した。

②抽出した案件につき、検収日(物品等の購入日)から支払日までの期間が長いもの(3ヶ月以上)の理由について確認した。

(3) 監査結果

上記の監査手続①については、以下の点を除き、本部及び各キャンパス(高度産業科学技術研究所を含む)の需用費及び備品購入費に関して、各証憑間に整合性があること及び内容を確認した結果、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含む支出事務が適正に処理されているものと認められた。

また、上記の監査手続②について、検収日から支払日までの期間が3ヶ月を超えるものは、検討した案件に関して、姫路新在家キャンパスにおいて1件該当したが、その理由を確認したところ、相手先の請求書の発行が遅延していたことによるものであり、支払事務としては問題ないものと認められた。

① 支出負担行為兼支出決定書の不備について(指摘事項)

需用費に関して、上記で抽出した案件について支出負担行為兼支出決定書を確認したところ、明石キャンパスに関する抽出分のうち4件、支出負担行為兼支出決定書の決定者は本来事務部長である必要があるものについて、総務課長となっていた。これらについては、明石キャンパスの前身である旧兵庫県立看護大学における「兵庫県立看護大学処務細則」に規定に基づく決定者となっていたとのことであった。

また、姫路新在家キャンパスに関する抽出分のうち1件、支出負担行為兼支出決定書の支払日の欄に支払日の記載がなかった。

② 支出決定書の出納長(出納員)の押印について(指摘事項)

出納長又は出納員は、支出命令の確認及び支出に係るオペレーション後、該当箇所に押印することとなっているが、本部に関する抽出分のうち1件及び明石キャンパスに関する抽出分のうち2件、出納員の押印がなかった。

③ 随意契約における見積書の徴収について(意見)

随意契約においても、見積書を徴することができないとき、又はその必要がないと認めるとき以外は、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている(財務

規則第97条)。需用費に関して、上記で抽出した案件のうち、随意契約であるものについて見積書の徴収の状況を確認したところ、以下の案件が見受けられた。

姫路新在家キャンパスに関する抽出分の1つである、平成19年3月に支出した雑誌製本代について1社からのみ見積書を徴収し、取引を行っていた。理由について確認したところ、間違いがなく丁寧な仕上がりであり、信頼性が高いとの評価であったことから、従来の業者からのみ見積書を徴収し、取引を行っていたとのことであった。

また播磨科学公園都市キャンパスに関する抽出分の1つである、平成19年5月に支出した空調機用フィルター購入代について上記の案件と同様に1社からのみ見積書を徴収し、取引を行っていた。理由について確認したところ、特殊な空調であり、見積書を徴収する業者が限られると思われることやメンテナンスを行っている業者なら当該空調機の仕様等を理解している等により、当該空調設備のメンテナンス委託契約を締結している業者からのみ見積書を徴収し、取引を行っていたとのことであった。

いずれも1社からのみ見積書を徴収し、随意契約として取引をしたことに相応の合理性はあると思われるが、上記の規定に基づく見積書を徴収することができない、又はその必要がないときに該当する案件とは言えないと思われる。上記の規定に基づき2人以上の者から見積書を徴収して、契約相手先を選定し、客観的に経済合理性がある取引を行うことが望まれる。

B. 旅費

(1) 概要

旅費は公務のために旅行する者に対し、旅行に要する費用を支給するものであり、鉄道等の運賃、旅行諸費及び宿泊料等からなる。

旅費には、常勤職員が公務のために旅行するのに要する経費（以下、Bにおいては「旅費」とする）と、非常勤嘱託員等の非常勤職員が職務上旅行に要する経費（以下、Bにおいては「費用弁償」とする）がある。旅費については、「職員等の旅費に関する条例」（以下、「旅費条例」という）、「職員等の旅費に関する規則」（以下、「旅費規則」という）等が適用され、また、費用弁償については、「臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例」、「非常勤職員の給与等に関する規則」等が適用される。

業務上旅行の必要が生じた場合には、旅行予定者が旅行命令簿を作成し旅行命令権者の承認を得る。国内旅費は旅費システムに、出張者、期間及び旅行先等基本的データを入力することにより、システムに予め記録されている上記「旅費条例」、「旅費規則」等に基づく経路、運賃等から旅費の計算が行われ、支出負担行為兼支出決定書に基づき財務会計システムに入力することにより支払が処理される。但し、海外旅行は旅費システムでは処理できず、

旅費請求書により手計算により、旅費計算が行われる。なお、概算払いに関して、キャンパス（本部及び高度産業科学技術研究所を含む）によっては旅行予定者の申出があった場合に応じることとしているケースがあった。

(2) 監査手続

旅費について、以下の手続を実施した。

①平成18年度の旅費のうち、本部及び各キャンパス（高度産業科学技術研究所を含む）毎の支出金額上位5件（但し、本部及び高度産業科学技術研究所については支出額上位3件）を抽出し、旅費の支出を裏付ける旅行命令簿、出勤簿、旅費請求書、支出負担行為兼支出決定書、受領書、超過勤務命令簿、旅行命令に対する復命書と照合した。また、抽出した案件につき、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき支出額が適正に行われていたか再計算した。

②平成18年度で旅費の精算手続が遅れている案件の有無及び該当案件がある場合のその理由について検討した。

(3) 監査結果

上記の監査手続①については、以下の点を除き、本部及び各キャンパスの旅費について、各証憑間に整合性があること、旅行命令が適正に発せられ、旅行の実態があるものと認められた。また、抽出した案件につき、旅費の支出額の再計算を行った結果、「旅費条例」、「旅費規則」等に基づき適正に行われているものと認められた。

また、上記の監査手続②については、該当する案件はなかった。

①復命書の提出遅れについて（指摘事項）

復命書とは、職員が上司から調査、会議への出席などを命じられ出張した場合などに、その結果を上司に報告するために用いる文書をいう。これに関しては、職員服務規程第12条第1項で5日以内に復命書を旅行命令権者に提出しなければならないとされている。上記で抽出した案件に関する復命書を閲覧したところ、姫路書写キャンパスに関する抽出分のうち1件及び播磨科学公園都市キャンパスに関する抽出分のうち1件について、提出が5日以内となっていないものが見受けられた。また、明石キャンパスに関する抽出分のうち1件について、提出日に関する記載がなく、5日以内に復命書が提出されているのか確認ができなかった。

②旅行命令簿の押印洩れについて（指摘事項）

職員が出張し、又は赴任した場合においては、当該職員に対して旅費を支給するが、旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行命令依頼簿に、当該旅行に関して必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならないとされている（旅費条例第3条及び第4条）。旅費に関して、上記で抽出した案件に関する旅行命令簿を閲覧したところ、姫路新在家キャンパスに関する抽出分のうち1件について、旅行命令者（学部長）及び旅行者の印が押印されていなかった。

③旅費の支払方法の改善について（意見）

旅費については、現状では、口座振込だけでなく現金支給も認められている（財務規則第66条）。各キャンパス（本部、高度産業科学技術研究所を含む）において、旅費の支払について支給方法の状況をヒアリングしたところ、基本的には口座振込で行われているが、旅行者の要望によって現金で支給することとしているキャンパスや基本的には現金で支給することとしているキャンパスもある。現金にて支給する場合は、現金の引出し及び職員別に仕分ける作業は各キャンパス等の総務調整担当の負担になる。振込口座の登録作業対応等の観点から現金支給によることでやむを得ない者（学生や外部講師等）を除く職員に関しては、業務の効率性や出納業務に係る安全性の観点からも、早急に旅費の支給について口座振込への切り替えを進めることが望まれる。

C. 役務費、使用料及び賃借料

(1) 概要

役務費とは、県がうけた純粋に人的なサービスの提供に対して支払われる費用であり、具体的には通信運搬費（切手代、電話代等）、保管料、広告料、手数料、火災保険料等が含まれる。

使用料及び賃借料とは、他者が所有する資産を使用し、その対価として支払われる経費である。主なものは、リース料である。

(2) 実施した監査手続

平成18年度の役務費については本部及び各キャンパス（高度産業科学技術研究所を含む）毎の支出金額上位5件（但し、高度産業科学技術研究所については支出額上位3件）について、使用料及び賃借料については本庁、本部及び各キャンパス（高度産業科学技術研究所を含む）毎の支出金額上位5件（但し、本庁及び高度産業科学技術研究所については支出金額上位3件）について、支出事務が適切に行われていること（契約方法及び契約業者の選定過

程の妥当性を含む)を確認する為に、決裁書、見積書、支出負担行為書、支出決定書(支出負担行為兼支出決定書を含む)、請求書等と照合し、内容を検討した。

(3) 監査結果

実施した手続の範囲において、以下の点を除き、本庁、本部及び各キャンパス(高度産業科学技術研究所を含む)の役務費、使用料及び賃借料のそれぞれについて、契約方法及び契約業者の選定過程の妥当性を含めた支出事務が適正に実施されているものと認められた。

① 支出負担行為兼支出決定書の決定者の適否について(指摘事項)

役務費、使用料及び賃借料に関して、上記で抽出した案件について支出負担行為兼支出決定書を確認したところ、明石キャンパスに関する抽出分のうち、役務費に関して1件、使用料及び賃借料に関して2件、支出負担行為兼支出決定書の決定者は本来事務部長である必要があるものについて、総務課長となっていた。これらについては、需用費における指摘事項と同様に、明石キャンパスの前身である旧兵庫県立看護大学における「兵庫県立看護大学処務細則」の規定に基づく決定者となっていたとのことであった。

8. 人事管理に関する事項

開学当初の平成16年度から18年度にかけ兵庫県立大学「中期計画」が作成されている。これは、平成16年度に神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学が統合され、これに伴う開学初期における円滑かつ効果的な大学運営のあり方につき策定されたものであるが、この中に「柔軟で多様な教員人事制度の構築」（15. 第1期中期計画の達成状況並びに課題に関する事項A. 2. IV. 5. 柔軟で多様な教員人事制度の構築 311頁参照）として、取り上げられている。ここでは、これらの項目の内容、進展状況についても触れながら、インセンティブとしての給与等報酬制度、人事評価制度、研修制度について、現状及び課題について整理してみた。

(1) インセンティブとしての給与等報酬制度について

① 給与について

教員を対象とした給与規程等については、以下のものが定められている。

- ・ 公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下、「給与条例」とする）
- ・ 公立学校教育職員等の給与に関する規則（以下、「給与規則」とする）
- ・ 公立学校教育職員等の給与に関する実施規程（以下、「給与実施規程」とする）

上記の「給与条例」第8条において、大学教育職給料表が別表第1として定められており、「給与規則」第4条において、県立の大学に勤務する教授、准教授、講師、助教、助手、学生部の長、その他人事委員会が認める職員に適用されることが規定されている。また、「給与条例」第11条、「初任給」において、人事委員会規則で初任給の基準に従い決定される旨が記載されているが、これによれば、大学教育職・大学等の助教及び助手で大学卒の場合213,100円と行政職（行政職・上級で大学卒の場合180,400円）と比べ優遇されているといえる。

② 給料の調整額（大学院調整手当）の本給扱いの要否について（意見）

「給与条例」第14条及び「給与規則」第19条の4の規程に基づき、大学研究科担当職員で一定の条件を充たす者（例えば、大学研究科の教育課程の編成上基礎となる学部の講座、大学院研究科の部門、附置研究所及び学術総合情報研究所センターに配置されている教員のうち、当該大学院研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上する者）については、「給料の調整額の支給要領」により「給料の調整額」が支給される。この金額は、職務の内容及び職務の級により月額9,700円から50,100円までであるが、給料の一部（本給）として扱われることとされている。このため、退職時にはこの調整額を含めた給与をベースに退職金が計算されることとなる。

この調整額は、調整額の名称が示すとおり、大学院においてレベルの高い困難な指導をすることに対し特別に支給されるものであり、本給というよりむしろ特別手当として支

給されるべき性格であると思われる。退職年度前に大学院において上記指導を行っていても退職時にその指導から離れている場合には、本給が調整額だけ減額するため退職金には反映されないが、逆に退職年度のみ当該指導を行っておれば、本給に反映され、従って退職金にも大きく影響するこの制度については、合理性に乏しいものとする。

③教員の発明等への意欲を増進させる制度について

知的財産に対する社会的認識が高まり、職務発明の対価に関し新たな基準の判例が示されているなか、職員の発明意欲を高め、優秀な研究員を確保する観点から、発明者に相応の還元を図るため、その貢献度を適切に反映するように登録補償及び実施補償を実施している。

これに関する規程として、「職員の職務発明等に関する規則」が定められており、平成16年度の改正により、登録補償（職務発明に係る特許権を取得したときは、当該発明をした職員に対し、権利1件につき2万円の補償金が支給される）に関しては2倍に、また実施補償（職務発明に係る特許を受ける権利及び特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明をした職員に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入の合計額から当該期間に県が負担した特許料を控除した額に100分の30を乗じて得た金額）に関しては、上限額を撤廃している。

これらの登録補償及び実施補償につき、平成17年度及び18年度の補償額の実績は、姫路書写キャンパスにおいて登録補償が1件、20千円発生しているのみであるが、発明等に係る活動の実績としては、下記の発明届出件数、出願件数にみられる通りである。

(単位：件、千円)

	発明届出件数	特許出願件数	特許関連経費
平成17年度	47件	22件	6,826千円
平成18年度	36	30	7,561

(注) 特許出願件数は、その年度中に届出が完了した件数である

また、知的財産の啓発活動、技術を移転するための活動も平成17年度には、近畿特許流通フェア（大学保有特許のパネル紹介1回・大阪）、知的財産ポリシー説明会（学内向け知的財産方針の説明会2回）、平成18年度には新技術説明会（大学保有特許の発明者によるプレゼン1回・東京）、知的財産セミナー（学内向け知的財産啓発セミナー2回）が行われている。

現在の登録補償制度、実施補償制度による実績額は僅かではあるが、制度そのものは民間と比較しても遜色のないものになっており、知的財産の啓発活動、技術を移転する活動をより積極的に行うことにより、今後発明等に係る成果が期待できるものと思われる。

④兼業について

a. 兼業に関する規程等について

地方公務員については、「地方公務員法」第38条により、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならないこととされている。また、同条2項において、人事委員会は人事委員会規則により、任命権者の許可の基準を定めることができる旨定められている。これを受け、兵庫県においては「大学教員等の営利企業役員等の兼業に関する規則」、「大学教員等の営利企業役員等の兼業に関する取扱要綱」が定められ、県立大学教員が技術移転兼業（大学教員等が技術移転事業者の役員、顧問、評議員を兼ねること）等を行う場合における許可の基準、許可の手続き等が定められている。また、「兼業に関する取扱要綱」に基づき営利企業の役員等の兼業について審査する為、兵庫県立大学に営利企業役員等兼業審査会がおかれている。兼業についての過去2年間のキャンパス別人数は、下表の通りである。

(単位：人)

	神戸学園都市	姫路書写	播磨科学公園都市	神戸	合計
平成17年度	1	1		2	4
平成18年度		2	1	2	5

また、平成19年度上期における営利企業役員への就任状況については、15件（11名）あり、報酬金額は年間0円～3百万円までとかなりの幅がある。

b. 兼業に関する事務手続の見直しについて（意見）

兼業に関する事務手続としては、以下の手続が必要とされている。

団体からの依頼→学部（研究科）長決裁→本人への通知及び承諾書通知→事務局総務部総務課宛書類送付→事務局総務部総務課より本庁大学課宛書類送付→大学課起案（人事課合議）→決裁後大学課より兵庫県立大学学長宛通知→事務局総務部総務課より各キャンパス通知→各キャンパスより本人へ通知・承諾書通知

この中で教員は技術移転兼業等許可申請書により申請し、半期毎に技術移転兼業等状況報告書を作成しなければならず、また、大学本部では、副学長を含む5名の委員による県立大学営利企業役員等兼業審査会が開催され、兼業の妥当性が判断されている。このように現在の事務手続は、大学の内部だけでは完結せず、事務処理に多大の時間がかかっている。

県立大学であるため県のルールに従わなければならないこと、慎重を期すために本庁の所管部門の決裁をとる趣旨は理解できるが、本庁の決裁が実質的にどの程度の効果があるのか、効果との兼ね合いをも検討し、事務の効率化を図る手段をも考慮すべきものと考え
る。

また、大学教員による兼務は、発明、特許料と同様収入の面におけるインセンティブとしての効果もあり、優秀な人材の確保、企業との連携を深め外部資金獲得、研究の活性化への道を開くものと考えられることから、大学にとり、有効な制度であると考えられるが、反面、兼業に力を入れ教育がおろそかにされる可能性があること、また企業との癒着による不正（共同研究直接費収入として大学に入るべきものが個人の収入となる）の可能性もあることから、兼業審査会の厳格な運用が必要と思われる。

(2) 人事評価制度について

①現状の人事評価制度

現在の大学教員の人事評価に係る規程としては、「教授会規程」、「教員選考委員会規程」、「教員選考規程」、「教員選考基準」がある。教授会規程においては、教員の採用及び昇任のための選考については、教員選考委員会に付託し、委員会の議決をもって、教授会の議決とする旨が定められており、教員選考委員会規程では、採用候補者及び昇任候補者の選定に関する事、非常勤講師の採用に関する事、その他教授会から付託される人事に関する事につき審議し、決定することとされている。また、教員選考規程においては、候補者を学内外の公募により求めなければならないこと、教員選考基準に基づき審議し、候補者を選考することが定められており、教員選考基準では審査の基準として、人格、学歴、職歴、著書、論文、学会又は社会における活動等に基づいて選考が行われなければならないこと、教授、准教授等の資格が定められている。

教員の採用又は昇任については、上記の規程に従い教授会において議決され、これに基づき大学長が教員の採用について、知事と事前に協議し内諾を得た後、教員の採用について人事内申書により内申し、辞令が交付されている。

②教員人事評価制度の導入について（意見）

これらの人事評価制度については、中期計画において、「教員の教育・研究・社会貢献・学内業務等の活動に対して、その多様性に配慮した評価方法を整備するとともに、大学全体としての人事評価システムのあり方を検討する」旨記載されていたが、同計画に対する自己点検・評価結果では、「具体的な制度設計に至っておらず、他大学の状況を調査の上、早急に検討を進める必要がある」旨記載されており、この3年間においては目に見える形では進捗していない。

しかしながら、教員の人事評価制度は早急に導入すべきであり、評価方法については例えば担当授業時間数、学生による授業評価、論文の被引用回数、民間等からの研究受注件数など具体的な評価項目をとおして県民にわかりやすいよう設計する必要がある。

また、県立大学規程第7号に自己評価委員会規程が設けられている。この第1条(趣旨)には、兵庫県立大学に、教員研究水準の向上を図り、大学の社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行なうことを目的として自己評価委員会を置くことと定めている。

この自己評価委員会の活動は、現状では第1期中期計画達成度の自己評価にとどまっているが、教員の人事評価制度にも自己評価が不可欠であるので、教員の人事評価制度にもかかわりを持つことが必要と思われる。

なお、第2期中期計画(平成19年度から21年度)においても、この課題は取上げられ、評価手法を19年度中に開発することとしている。また、第2期中期計画の進行状況につき現状を聴取したところ、平成19年8月以降、教員評価制度検討会が開催され、事務局作成の試案を基に検討が進められており、この試案では、先行している国立大学法人及び地方独立行政法人化した公立大学での制度を参考に、以下の項目につき検討することであった。

- ①評価の目的、②評価結果の活用方法、③実施の単位、④、評価の主体・体制、⑤評価のサイクル、⑥評価方法、⑦評価手順、⑧評価される領域・指標、⑨公表、⑩その他

また、兵庫県立大学のホームページにおいて、在学する学生の生活環境や学習環境等の現状を把握することにより、今後の就学支援及び学生生活支援等を検討するための基礎資料とするため、平成17年11月から12月にかけて行った無記名式のアンケートの調査結果が公開されている。このうち、授業・学習に関する調査の結果については、授業の理解度について学部学生の20%が「あまり理解できない」と回答している。また、「あまり理解できない」とした理由を調査した結果、その理由の上位3位(複数回答可)は、以下の通りである。

- ①勉強意欲や努力が不足している 約60%
- ②授業内容が難しすぎる 約53%
- ③教授方法に問題がある 約48%

これらの結果から言えることは、自らに原因を求めている割合が最も高いものの、授業の内容、教授方法に問題ありとしている割合もかなり高いものとなっているということである。これらの結果を、直ぐに人事評価につなげるのは、調査の方法、質問の仕方からいっても無理があるが、調査の方法、質問の仕方を工夫することにより、人事評価に際して学生の評価をひとつの評価基準とすることが、意味あることを示しているものと思われる。

このことから、学生による「授業評価アンケート結果」を活用することも検討すべきである。

(3) 研修制度について

① 教員研修制度の現状

教育公務員は、教育公務員特例法第21条において、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないとされている。

県立大学では、教育職員を計画的に育成する方針、制度を体系的に明文化したものはないが、「県立大学教育職員の在外研究員等の取扱内規」、「教育職員内地留学に関する内規」を設け、教育職員の研究調査、研究能力等の向上のための制度としている。これらの制度による姫路書写、播磨科学公園都市、明石の各キャンパスにおける在外研究、内地留学の旅費等経費実績は、以下の通りである。

(単位：人、千円)

区 分	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
(在外研究)						
姫路書写	22	4,684	22	4,788	19	4,674
播磨科学公園都市	13	2,684	10	3,066	9	2,942
明 石	3	2,000	3	1,500	2	1,500
(内地留学)						
姫路書写	-	-	-	-	-	-
播磨科学公園都市	-	-	-	-	-	-
明 石	1	433	1	82	1	446

また、第1期中期計画において教職員の研修に関し、掲げられている主要な計画、これらの計画に対し、自己点検・評価における進捗状況、達成度を示すと以下の通りである。

計画番号	中期計画	推進状況	達成度 (注)
II3(4)	各部局は、教員研修等の機会を積極的に設けるなど、それぞれの専門教育を教授する教員の能力・資質の維持向上を図るための措置を講じる。	各教員が教育方法等の改善に努力を続ける一方で、各学部の教育改革委員会で Teaching Tips について議論するなど、全学的に取り組んでいる。	Ⅲ
V3(1)	総合大学として全教職員の連帯意識を高めるため、全学的研修会(学長講話等)や学内意見交換会等を開催する。	新任教員への大学説明会、学長と部局長との懇親会、遠隔会議システムを用いた学長の年頭挨拶、教員研究発表会等、学長・副学長と教員間、各学部教員間等の交流や意見交換を促進している。	Ⅲ
V3(2)	共同研究発表会、学際的シンポジウム等部局横断的に取り組む事業を	県立大学特別教育研究助成金による研究成果を学内で共有し、部局間の	Ⅲ

	充実し、共同研究を促進する環境を整備する。	連携と教育・研究の活性化に資することを目的とした研究発表会を毎年開催しているほか、複数部局が参画するフォーラムの開催、海外研究者との研究交流など、共同研究を積極的に推進している。	
--	-----------------------	---	--

(注) 達成度は、以下の4段階で評価している。

- Ⅳ：計画を上廻って実施している。
- Ⅲ：計画を順調に実施している。
- Ⅱ：計画を十分に実施できていない。
- Ⅰ：計画を実施していない。

また、研修制度ではないが、研究能力の向上に資する制度として、次のものを挙げられている。

計画番号	中期計画	推進状況	達成度
Ⅱ2(11)	研究者となる意欲と能力を有する大学院博士後期課程在籍学生に対して、研究活動補助を通じたプロ意識の醸成と経済的支援を行うため、「リサーチアシスタント制度」の拡充を検討する。	21世紀COEプログラムに選定されている生命理学研究科及び看護研究科においては、同予算を財源としてRA等の採用を行っている。また、(独)日本学術振興会の「特別研究員」に積極的に応募している。	Ⅱ

教員の研修に関し、上記で取り上げた4項目の進捗状況のうち3項目については、達成度がⅢ(計画を順調に実施している)との評価であり、また、今後の課題も特別な問題を指摘しているものではなく、よりよい方向への改善を掲げているといえる。しかしながら、達成度Ⅱ(計画を十分に実施できていない)の項目については、達成度を上げるための今後の課題として以下のものが挙げられている(ただし、この項目については「C. 中期計画とその自己評価に対する意見」の中、⑥で自己点検・評価結果は部局よりバラツキがある旨指摘している333頁参照)。

- ① 競争的外部資金によってリサーチアシスタントを採用する。
- ② リサーチアシスタント制度に対する県予算の充実

②教員研修制度の充実について(意見)

教員の主たる職務である教育と研究のうち、本来の研究と言える独創的な面については画一的な研修にはなじまないと考えられる。このため、研究については、教員が自己啓発することのできる環境作りや、また研究或いは研修の一環として、中長期の在外研究、国内留学を充実させることが必要と考える。

9. 公有財産（不動産）の管理に関する事項

(1) 概要

公有財産とは、地方自治法第238条に規定される財産であり、地方公共団体の所有に属する財産のうち、不動産及びその従物、船舶等の動産及びその従物、地上権や特許権等の権利等である。

また、公有財産は、公用又は公共用に供し又は供することを決定した財産である「行政財産」とそれ以外の「普通財産」に分類され、原則として、行政財産は貸付け、交換及び売却等を行うことができないが、普通財産はこれを行うことができるとされている。

本項では公有財産の管理に関して検討する方針であるが、地方公共団体は、事業計画に対して予算措置がなされると、その予算の執行に重点がおかれ、取得した財産の利用状況について十分に検討されていないといった指摘が一般的になされている。このため、県立大学所管の公有財産の利用状況等について検討した。

なお、県立大学が所管する公有財産の概況は下表の通りである。

【行政財産】

(平成19年3月31日現在)

	土地		建物		工作物	樹木他
	面積 ㎡	評価額 百万円	延面積 ㎡	評価額 百万円	評価額 百万円	評価額 百万円
神戸学園都市キャンパス	158,769	12,299	33,256	4,246	541	43
セミナーハウス	723	133	1,079	146	8	-
姫路書写キャンパス	155,161	10,458	51,797	6,573	598	29
播磨科学公園都市キャンパス	98,727	2,615	28,710	5,002	418	20
西播磨学生寮	16,978	441	2,385	272	-	-
姫路新在家キャンパス	57,753	5,585	21,750	3,063	545	8
明石キャンパス	34,581	2,604	15,919	5,250	226	181
兵庫県立大学附属高等学校	71,080	2,243	22,492	3,772	583	-
兵庫県立大学附属中学校	9,800	299	2,613	169	92	7
総計		36,677		28,492	3,011	287

(注) 評価額は、公有財産台帳の価格である。

【普通財産】

(平成19年3月31日現在)

	土地		建物		工作物	樹木他
	面積 ㎡	評価額 百万円	延面積 ㎡	評価額 百万円	評価額 百万円	評価額 百万円
美山台教職員住宅	632	77	400	28	0	-
学園教職員住宅	1,250	102	1,299	148	10	-
書写台教職員住宅	2,630	198	1,632	70	2	-
辻井教職員住宅	1,973	170	1,226	70	0	-
テクノ教職員住宅	4,000	129	1,220	96	34	-
新在家教職員住宅	3,000	290	1,135	30	1	0
貴崎教職員住宅	1,293	114	-	-	-	-
総計		1,080		442	48	0

(注) 評価額は、公有財産台帳の価格である。

(2) 監査手続

- ① 公有財産規則第26条において、所管に属する公有財産の現況調査、すなわち、公有財産の使用状況がその使用目的に適合しているかどうか、公有財産の維持、保存及び運用の状況が適当であるかどうか等の観点から公有財産を調査することが規定されている。そこで、兵庫県立大学附属高等学校及び兵庫県立大学附属中学校を除くキャンパスに往査して、管理担当者に対する質問、関係書類の閲覧及び視察等の手続を実施し、公有財産が異なる目的で使用されていないか、遊休化したものはないか、修繕維持計画が策定されているかについて検討した。
- ② 公有財産規則第21条において、登記等を要する公有財産の取得が行われた場合には、原則として登記手続をとらなければならない旨、同規則第28条において、登記等に係る事項に変更があった場合、権利の保全のため必要があると認められるときは速やかに所要の登記等の手続をとらなければならない旨が規定されている。そこで、県立大学が所管する土地が適切に登記され、権利保全されているかについて、公有財産台帳と登記簿謄本との照合、管理担当者に対する質問手続により検討した。
- ③ 普通財産については県以外の者に貸付けを行うことができるため、公有財産規則において普通財産の貸付けに関する手続が規定されている。そこで、普通財産の貸付取引の合理性について、担当者に対する質問及び関連書類の閲覧手続により検討した。

なお、合规性に関する検討は「第三 監査意見 1 収納事務に関する事項」で実施している。

(3) 監査結果

① 運動場の有効活用について（意見）

県立大学は3大学が統合された関係もあり、次の5つのキャンパス各々に運動場が設置されている。

これらの運動場面積及び公有財産台帳上の評価金額は次のとおりである。

キャンパス名	面積 (㎡)	評価単価 (円)	評価金額 (百万円)
神戸学園都市キャンパス	32,800	81,200	2,663
姫路書写キャンパス	23,817	67,400	1,605
姫路新在家キャンパス	19,879	96,700	1,922
播磨科学公園都市キャンパス	26,441	20,900	552
明石キャンパス	14,922	75,300	1,123
計	117,859		7,867

これら運動場の利用効率は、見たところ良くないように思われる。県立大学にとり、この5つもの運動場が必要なのか疑問に感じる。

現在、全学共通教育は姫路書写キャンパスで姫路新在家キャンパスと播磨科学公園都市キャンパスの学生も含め実施しており、また、神戸学園都市キャンパスで明石キャンパスの学生も含め実施している。運動場の利用状況及び全学共通教育の実施状況並びにキャンパスの位置関係を考慮すると、姫路新在家キャンパスの学生は姫路書写キャンパスの運動場を利用し、明石キャンパスの学生は神戸学園都市キャンパスの運動場を利用することにより、姫路新在家キャンパス及び明石キャンパスは別途有効活用できる余地があるのではないかと思料する。これら2つの運動場の評価額も30億円と多額であり、地方財政法第8条には県の財産は最も効率的に運用すべきことを定めていることから、県立大学にとって5つの運動場が必要なものか否か真剣に検討することが必要である。

② 遊休資産処分等の検討について（意見）

県立大学所管の公有財産に関し、目的外に使用している財産又は遊休化した財産の有無について検討した結果、老築化等を理由として、現在は県立大学の教育又は研究の用途に利用されていない行政財産が下表の通り存在した。

キャンパス名	名称	建築年度
姫路書写キャンパス	旧体育館兼講堂	昭和43
姫路新在家キャンパス	ゆりの木会館 講堂	大正13 大正15

姫路書写キャンパスの「旧体育館兼講堂」については、新体育館が平成11年に供用されて以降、実質的に利用されていない状況にある。当該施設自体の利用方法もしくは跡地の利用方法が決定されていないために整備費予算が措置されず、撤去すらできないものと推察するが、実質的な用途廃止から8年経過しており、仮に跡地の利用方法が決定できなくとも、他用途への転用可能性、老築化に伴う安全性確保のための管理費用を勘案して、撤去の要否を早急に検討することが望まれる。

姫路新在家キャンパスの「ゆりの木会館」及び「講堂」については、旧制姫路高等学校同窓会及び旧姫路工業大学同窓会等へ貸与しているが、県立大学の教育又は研究の用途に利用されていない状況にある。当該施設は旧制姫路高等学校の本館及び講堂であり、登録有形文化財（建造物）として登録されているが、文化財として維持管理するための予算措置は行われていない。包括外部監査人が同財産の文化財的価値を判断することはできないが、少なくとも、県立大学の財産としての用途を明確にして利用していくのか、もしくは、文化財として維持管理していくのか、その方針を定めて予算措置していくことが望まれる。

③長期的な維持修繕計画について（意見）

公有財産の維持修繕計画について質問したところ、修繕の必要が生じた場合、その緊急度に応じて予算措置対応しているのが実態であり、長期的視点にたった維持修繕計画を策定していないとのことであった。

通常、建物等の大規模修繕には多額の費用が必要となるため、予め、修繕の時期、内容及び金額を見積もった長期的な維持修繕計画を策定し、長期的な予算の必要性を把握しておくことが望まれる。

なお、過去2カ年の建物修繕費発生額は下表の通りである。

（単位：千円）

キャンパス名	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市キャンパス	7,979	14,099
姫路書写キャンパス	27,484	27,528
播磨科学公園都市キャンパス	4,736	9,865
姫路新在家キャンパス	5,431	9,235
明石キャンパス	18,060	31,670

（注）兵庫県立大学附属高等学校及び兵庫県立大学附属中学校は除外している。

④登記面積との整合性について

県立大学所管の土地について、公有財産台帳記載面積と登記面積とを照合した結果、県立大学に隣接する他の県立機関が所管する土地が登記上分筆されておらず、一部の土地について不一致が認められたが、実質的には問題はなかった。

⑤教職員住宅の使用料の見直しについて（意見）

教職員住宅の入居資格については、「大学教職員住宅管理規則」第3条において、下記の条件を備えなければならない旨が規定されている。

- i 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ii 主として教職員の収入によりその者に係る前号の親族の生計を維持している者であること。
- iii 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

また、住宅の困窮性に関しては、「大学教職員住宅管理要綱」第5項において、下記のうち一つに該当しなければならない旨が定められている。

- i 現在居住している住宅が、居住人員に対し相当狭隘であること。
- ii 現在居住している住宅の家賃が、教職員の収入中相当な割合を占めること。
- iii 現在居住している住宅から勤務先への通勤に相当な時間を要すること。
- iv その他現在居住している住宅事情からみて、住宅に困窮していることが明らかであること。

このように入居資格については住宅の困窮性といった観点から規定されているが、具体的な数値基準は設定されていないため、教職員住宅の有効利用の観点から、入居資格については弾力的な運用がなされているようである。

しかしながら、監査人がインターネット等で教職員住宅近隣の民間家賃を調べた限りにおいては、教職員住宅の使用料は近隣相場より低い水準にあった。また、賃金事情等総合調査（平成16年 中央労働委員会）によれば、民間において住宅手当制度を有する割合は約68%（集計社数289社中、制度有190社）であり、必ずしも高い水準ではなかった。よって、教職員の福利厚生を考慮しても、その所得水準に応じた適正な使用料の負担を検討してはどうかと考える。また、キャンパス周辺の住宅事情や教職員住宅の老築化の程度も考慮し、教職員住宅の売却可能性についても検討することが望まれる。

なお、県立大学の所管する教職員住宅の使用料等は次の通りである。

(平成19年3月31日現在)

住宅名	所在地	建設年度	1戸当たり 延面積 ㎡	入居料月額 円	駐車場 使用料月額 円
美山台住宅	神戸市垂水区 美山台3丁目	S53	66.6	16,100	3,300
学園住宅	神戸市西区 学園西町8丁目	H2	79.6	30,800	3,300
書写台住宅	姫路市書写台 1丁目	S44	68.0	12,400	2,600
辻井住宅	姫路市辻井 8丁目	S53	68.1	14,100	2,600
㊦第1住宅	赤穂郡上郡町 光都	H3	72.9	26,000	2,400
㊦第2住宅	赤穂郡上郡町 光都	H3	49.1	10,900	2,400
貴崎住宅	明石市貴崎	H5	82.2	31,700	3,300
新在家住宅	姫路市新在家	S40	59.7	11,500	2,600

(注1) 1戸当たり延面積は、建物の延面積を戸数で除して算出している。

(注2) 近隣の民間家賃相場として、例えば次のようなものがあった。

神戸市西区学園西町：築16年、面積78㎡、家賃約9.0万円
 姫路市辻井：築17年、面積69㎡、家賃約7.5万円
 明石市貴崎：築17年、面積66㎡、家賃約7.0万円
 姫路市新在家：築38年、面積52㎡、家賃約4.5万円

⑥新在家住宅の有効活用について（意見）

新在家住宅については次のように平成19年10月31日現在では19戸中10戸が空室になっており、中には平成12年4月1日以降空室状態が続いているものもある。建物が老朽化していることも関係していると思われるが、当住宅の有効活用も検討すべきである。

空室番号	空室期間	※空室理由
5	H19.3.1～	他で住宅を確保できたため
6	H19.4.1～	退職のため
7	H19.4.1～	退職のため
9	H19.10.19～	他で住宅を確保できたため
11	H14.4.1～	退職のため
13	H18.4.1～	退職のため
15	H17.4.1～	他の空室へ移動のため
16	H12.4.1～	死亡のため
17	H17.3.1～	他で住宅を確保できたため
19	H19.5.29～	他で住宅を確保できたため

⑦貴崎住宅の割賦購入契約について（意見）

教職員住宅のうち貴崎住宅の建物については、所有権が兵庫県にないため、借受不動産として整理されている。当該建物借受にかかる契約（平成6年3月31日付「住宅譲渡契約書」）の概要は下表の通りであるが、建物譲渡価額全額の支払義務が県にあり、かつ、その全額を支払後に建物の所有権が県に無償移転される契約となっていることから、実質的には公有財産の取得契約といえる。

当時、他の県立大学及び他府県の看護系大学の新設に伴う教員の確保の困難性等を考慮し、県立看護大学の教員確保及び福利厚生施設の一環として、教職員住宅を設置したものであるが、次の2点について、検討が必要ではないかと考える。

- ・教職員住宅の設置にあたり、借上住宅で対応する場合と公立学校共済組合の貸付により建設した場合を比較・検討した上で、当該共済組合が建設した教職員住宅を割賦支払で譲受けたものであるが、本契約の約定金利は7%（固定）であり、平成6年発行の20年国債表面利率約4～5%の水準と比べて高い金利になっている。何故7%になったのかは判然としないが、現行金利水準と比べても7%は高い水準であるので、繰上償還等を検討する必要があるのではないか。
- ・県が実質的に取得した普通財産の用途や使用収益する場合の使用料に対して契約上の制限が課されることも資産譲渡契約の内容として問題ないか。

【契約概要】

取引の相手方（譲渡人）	公立学校共済組合
建物譲渡価額	294,258千円
消費税額	8,828千円
支払期間	20年間。 平成6年9月10日を第1回目の支払日とする 半年賦元利均等払。
利率	7.0%
所有権の移転	譲渡代金等の最終の払込日をもって、建物の所有権を兵庫県に移転する。
その他特約事項	兵庫県が契約に違反した場合、県は譲渡価額の未償還額及びその消費税額並びに譲渡価額の未償還額に係る経過利息を即時に支払う。
	建物の管理運営に係る下記条件が合意されている。 ①教職員及びその家族の使用に供すること。 ②使用、収益する場合の使用料の月額は、原則として、次の基準を上回らないこと。 譲渡代金の利息相当額の合計額

	譲渡代金の支払期間の月数 ③県は維持修繕するための費用を負担すること。 ④県は災害分担金(保険料)を負担すること。
--	---

10. 知的財産の管理に関する事項

県立大学にかかる特許料関係収入は現時点ではない。しかしながら、限られた予算の中で研究成果を権利化し、実施料収入を得て、次の試験研究予算に充当していくことは比較的重要ではないかと考えられる。そのためには専門的知識が必要であり、知的財産権の創出、管理、活用に当り、県立大学共通の支援体制及び知的財産権に関する諸規程が整備され、適切に運営されているかについて、検討することとし、そのために次の要点について質問等を行った。

- (1) 知的財産に係る規程・要領の作成状況とその内容
- (2) 特許取得に対する専門家（弁理士）によるサポート体制の有無
- (3) 取得した特許に係る経済計算の内容
- (4) 平成17年度からの特許出願状況等

(注) 知的財産とは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条によれば、以下のように定義されている。「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいい、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

(1) 知的財産に係る規程・要領の作成状況とその内容について

兵庫県における知的財産の認定から取得するまでの一連の手続き、発明の対価、権利帰属、処分ルール、実施許諾に係る手続き等に関しては「兵庫県知的財産取扱指針」、「職員の職務発明等に関する規則」及び「同規則の施行について（例規）」に記述されており、県の機関である県立大学においても当然にこれらの規程に基づいて対応している。

これらの規程の範囲内において、大学における実務処理を行う上の規程・要領として「職務発明審査会規程」、「県立大学受託研究取扱要領」、「県立大学共同研究取扱要領」、「知的財産本部規程」及び「知的財産本部運営委員会規程」等が策定されており、「県立大学知的財産ポリシー」のもとに県有知的財産の創出と効果的な活用を図ろうとされている。

「兵庫県知的財産取扱指針」の中のⅡ知的財産の適切な管理 3 知的財産権の適切な審査・管理では、下記のように知的財産の適切な管理を行うための記述がなされている。

- ① 知的財産の権利に関する判断は、各機関に設置された職務発明審査会の審査を基に、各機関の長が行う。

- ②県立大学の教員以外の職員が行った発明等については、当該発明等の内容に最も適切な所管を定め管理する。また、審査会については、既存の審査会の活用又は必要に応じて設置する。
- ③職務発明審査会では、職務発明の認定、権利の承継、出願、審査請求、権利の維持・譲渡・放棄に至るまで一貫して、審査する。なお、審査項目に「出願の可否」を追加することで、権利化せずに公知の事実と判断することや、出願時期のタイミングを判断することを可能とする。
- ④審査にあたっては、新規性や有効性など必要な審査項目を厳密に審査するとともに、保有した知的財産権については概ね3年ごとに見直しを行う。
- ⑤共同研究から生じた知的財産権については、持分割合を発明の貢献度に応じたものとし、維持管理にあたっては、原則として、持分に応じた維持管理費を負担する。ただし、優先実施権の付与によって相手方が独占の便宜を受ける場合は、相手方の全額負担とする。

さらに同指針では知的財産の管理及び活用に係る、より具体的な取扱いが記載されており、この取り扱いによれば、知的財産の取得までの流れ（概略）は、下記のとおりである。

- ①職員が発明等を行ったときは直ちに、知事あて所属長に発明届を提出する。
- ②発明届の提出を受けるなど審査の必要が生じたときは、各機関はできるだけ速やかに職務発明審査会を開催する。
- ③職務発明審査会では以下の基準に従って審査する。
- ・職務発明の認定の基準
 - i) 職員がその勤務に関連してした発明であること
 - ii) 発明の内容が、その職員が現に所属している機関の所掌業務の範囲に属するものであること
 - iii) 発明をするに至った行為が、当該職員の現在又は過去の職務に属する場合のものであること
 - ・権利の承継の基準
 - i) 今後の需要に期待が持てるもの
 - ii) 特許権等の有効な運用により終局的に県民に利益が還元できると思われるもの
 - iii) 発明の内容に新規性・進歩性があること
 - ・出願の基準
 - i) 出願時期が適当と認められること
 - ii) 権利の承継の基準 i) ~ iii) が満たされていること

iii) 公知の事実とすべきでないこと

・ 審査請求の基準

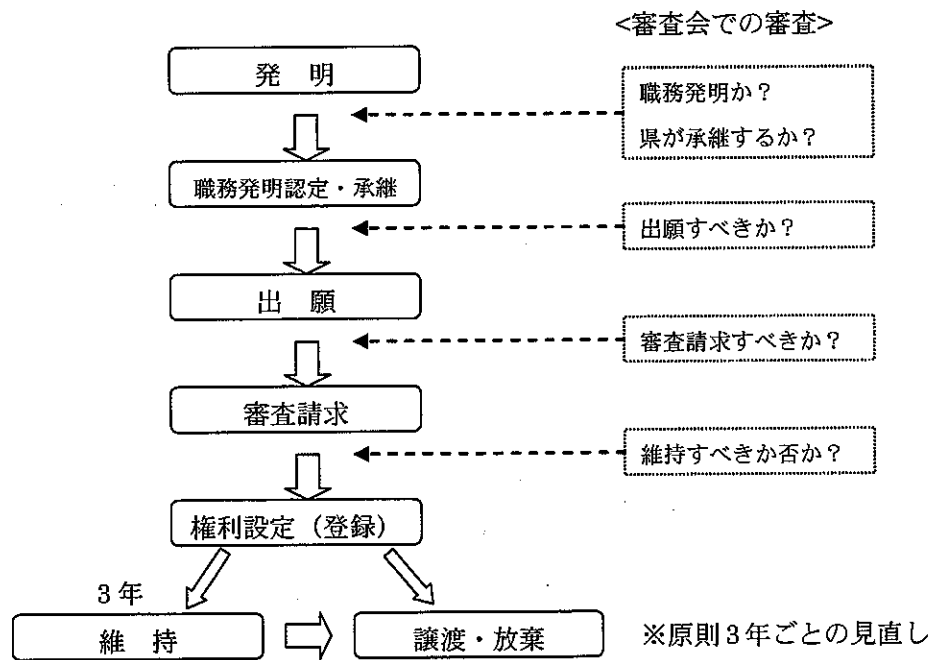
- i) 審査請求時期が適当と認められること
- ii) 権利の承継の基準 i) ~ iii) が満たされていること

・ 維持継続の基準

- i) 権利の承継の基準 i) ~ iii) が満たされていること

この審査会の手順を簡単に図式化すると下記のとおりである。

【職務発明審査会の流れ(特許の場合)】



このように職務発明審査会で職務発明と認定され、当該発明について県が特許を受ける権利又は特許を承継することが決定されたものは職務発明審査会の受審後に特許出願を行い、権利設定(登録)がなされる。その後の知的財産の権利の維持継続についても実施見込みなどを踏まえて、原則として概ね3年ごとに審査を継続的に行うようになっている(ただし、職務発明審査会で必要と判断した場合は、見直し期間を変更できる)。

また、知的財産権の活用(実施)としては、対象が特許権、実用新案権、意匠権、プログラム等著作権、回路配置利用権及び品種の登録による権利を対象として、実施権付与期間は相手方の実施意欲に応じ、原則として5年間の優先実施を認め、更新も可能となっている。実施料は販売価格等を基にした算定基準が当該指針に明記されている。

機関帰属化（大学に権利が帰属）した発明の出願中の管理は、「（仮称）機関帰属化した発明案件一覧表」によって管理されており、当該一覧表には案件毎に発明者、発明名称、出願日、審査請求日、登録日、費用実績等が記載されている。

(2) 特許取得に対する専門家（弁理士）によるサポート体制について（意見）

平成18年度より、県（産業労働部）は、県立試験研究機関における知的財産の創造・活用を促進するため、特許を含む知的財産に関する相談に応じる知的財産アドバイザー制度を設けている（これは、県内弁理士の中からアドバイザーを委嘱し、依頼に応じて、県有知的財産の権利化や係争案件の処理対応、企業等との共同研究やライセンス契約に係る契約条件などについて、相談・助言を依頼するものである）。しかしながら、県立大学では、この知的財産アドバイザー制度を利用されていないとのことである。これは、知的財産に関する業務を専門的に行うスタッフのいない県立試験研究機関向けに限って産業労働部が整備した面があり、県立大学の知的財産本部には知的財産コーディネーターが配置されているため、整備対象にはならなかったのではないかとのことであった。ただし、知的財産アドバイザー制度では弁理士による県有知的財産の権利化についてより適格なアドバイスをうけられるのではないかと考えられるため、県立大学もこの制度の対象とすることができないか産業労働部と調整されることが望ましい。

(3) 特許に係る経済計算について（意見）

平成17年度に県立大学の教職員により得られた職務発明等にかかる権利については原則として県に帰属させることが明確化されてからまだ間もないこともあり、特許権として権利化された案件は平成19年9月28日現在で3件のみである（これらからの特許料収入は発生していない）。このように現時点では知的財産の創出と有効活用の促進の十分な成果はあがっていないが、上述のように職務発明の機関帰属が明確化されてから間もないのでやむを得ないものと思われる。

ただし、特許権等の知的財産権を保有するためには、それに係る費用（人件費、試験費、審査費用、維持費用等）が発生することになるが、現状においては、各知的財産毎に対応する費用は一部の費用（特許事務所、特許庁への支払費用及び知的財産の評価委託費）が集計されているだけで、人件費、試験費等は集計されていない。県立大学としての使命、役割からすると、特許権収入の取得・維持のための費用の把握をすることは主目的ではないと考えられるが、他方において、特許権を取得、維持するためにどの程度の資金が投下され、実施料収入や、特許権等の売却により、どの程度回収されたのかを把握しておくことは、知的財産に係る研究活動の経済的側面からの有効性の判断のうえで、有用であるとも考えられる。